

県営林素材生産事業入札参加資格審査申請要領

平成22年	2月	5日	制定
平成22年	9月	27日	改正
平成24年	1月	24日	改正
平成26年	1月	21日	改正
平成26年	4月	1日	改正
平成28年	2月	16日	改正
平成31年	2月	25日	改正
令和4年	2月	10日	改正
令和6年	2月	2日	改正

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第30条の規定に基づき、大分県が発注する県営林素材生産事業に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、県営林素材生産事業とは、県営林の立木について、選木、伐倒、集材及び造材を行い、素材を生産し、搬出する事業並びにこれらに付帯する事業をいう。

(入札参加資格要件)

第3条 入札参加資格を得ようとする者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する県内の森林組合又は同連合会
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する県内の林業関係事業協同組合又は同連合会
- ウ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により知事の認定を受けた事業主

(2) 次のいずれかに該当する職員（以下「技術職員」という。）を2人（前号に規定する者の代表者（以下単に「代表者」という。）が技術職員である場合は、一人）以上雇用している者であること。

- ア 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の認定（森林土木、林業経営、森林環境又は作業道作設部門に係るものに限る。）を受けた者
- イ 知事又は林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターが行う研修（林業労働者に対する研修に限る。）を修了し、農林水産省の研修修了者名簿に登録された者
- ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校又は大学において林業に関する課程を修了した者で、林業の実務経験が3年以上の者
- エ 林業の実務経験が5年以上の者

(3) 次のいずれにも該当する者であること。

- ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定する特別の教育（以下「特別教育」という。）を受けた林業労働者（技術職員を含む）を常時2人（代表者が特別教育を受けている場合は、1人）以上雇用している者であること。この場合において、特別教育については、次に掲げる労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の規定によるもののうち、集材に係る（ア）から（ウ）までの特別教育

と、伐木に係る（エ）の特別教育をそれぞれ1人以上受けていることを要件とし、林業架線作業主任者の資格を持つ者は、（ウ）の特別教育を受けた者と同等とみなすことができる。

（ア） 第36条第6号の3「走行集材機械運転特別教育」

（イ） 第36条第7号「機械集材装置運転特別教育」、

（ウ） 第36条第7号の2「簡易架線集材装置又は架線集材機械運転特別教育」

（エ） 第36条第8号「伐木等の業務に係る特別教育」

イ 素材生産を主とする事業の受託又は請負について、入札参加資格審査の申請日の属する年度及び前年度の2か年度において1件以上の実績のある者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

エ 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 林業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団体等の退職金支給制度に加入していること。

カ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（申請の時期及び方法）

第4条 入札参加資格の審査申請時期は、毎年2月15日から同月末日までとする。

ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

2 入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

（1） 県営林素材生産事業入札参加資格審査申請書（様式第1号）

（2） 登記事項証明書

（3） 県税の納税証明書

（4） 消費税及び地方消費税の納税証明書

（5） 決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類）

（6） 素材生産事業実績及び林業機械の保有状況（様式第2号）

（7） 素材生産事業実績を証する契約書の写し

（8） 林業労働者名簿（様式第3号）

（9） 社会保険等加入状況を確認できる書類

（10） 業務上の資格証明書、必要に応じて実務経験証明書（様式第4号）

（11） 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（入札参加資格審査の結果の通知）

第5条 知事は、申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を決定し、その結果を入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第6条 入札参加資格の有効期間は、西暦偶数年を基準とし、当該入札参加資格を取得した年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間（西暦奇数年に当該資格を取得した者にあつては、翌年の3月31日までの1年間）とする。ただし、知事が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(申請書の記載事項の変更届)

第7条 入札参加資格を取得した者は、当該入札参加資格の有効期間中、次に掲げる事項に変更があったときは、県営林素材生産事業入札参加資格審査事項等変更届(様式第6号)に関係書類を添付して、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 林業労働者の氏名又は人数

(資格の取消し)

第8条 知事は、入札参加資格を取得した者が地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定に該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消し、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

- 2 知事は、入札参加資格を取得した者が虚偽の申請により当該入札参加資格を取得したことが判明した場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
- 3 知事は、入札参加資格を取得した者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると判明した場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
- 4 知事は、前3項の規定により入札参加資格を取り消したときは、その旨及び取り消した理由を当該者に通知するものとする。

(その他)

第9条 当該、県営林素材生産事業入札参加資格審査申請にあたってはこの要領のほか、県営林素材生産事業入札参加資格審査申請要領の運用による。

附 則

- 1 この要領は、平成22年 2月 5日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年 9月 27日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年 1月 24日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年 1月 21日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年 2月 16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年 2月 25日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4年 2月 15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6年 2月 2日から施行する。